赤羽トレーニングセンター 会員規約

2026 年 9 月 8 日更新

第 1 条（名称・所在地）

本施設は「赤羽トレーニングセンター」（以下「当センター」といいます）と称し、東京都北区赤羽 2-4-10 マルノビル 3F に所在します。

第 2 条（目的）

当センターは、ウェイトトレーニングを通じ、会員の健康管理、ボディメイク、ダイエット、運動不足解消および心身の向上を目的とします。また社会的目標として医療費の削減を目指します。

第 3 条（会員資格）

1. 当センターの趣旨に賛同し、本規約および諸規則を遵守できる方とします。
2. 暴力団関係者その他反社会的勢力に該当しない方とします。
3. 医師より運動を禁じられていない方とします。

第 4 条（入会手続き）

1. 入会を希望される方は、所定の入会申し込みを行い、当センターの審査を経て会員資格を取得するものとします。
2. 入会時に必要な費用（入会金・会費等）は、別途定める料金表に基づき、所定の方法でお支払いいただきます。

第 5 条（会費の支払い）

1. 会員は、当センターが定める会費を所定の期日までに支払う義務を負います。
2. 既納の入会金、会費等は、原則として返金いたしません。

第 6 条（禁止事項）

会員は以下の行為を行ってはなりません。

1. 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力、威嚇行為。
2. 施設内での物品販売、勧誘、営業行為。
3. 施設内の設備を故意に破損させる行為。
4. その他、当センターの運営を妨げる一切の行為。

第 7 条（休会・退会）

1. 休会または退会を希望する会員は、所定の期限までに所定の休会届または退会届を提出するものとします。
2. 「休会」とは、復帰時期があらかじめ決まっている上で一定期間ジムをお休みし、会費の自動引き落としを一時停止する場合をいいます。休会中の会員は、復帰する月より自動引き落としを再開するものとします。
3. 復帰する月が未定の場合は「退会」の扱いとし、退会後に再び入会を希望する場合は、改めて入会金を支払うものとします。
4. 既納の入会金、会費等は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第 8 条（免責事項）

1. 会員が当センターの利用に関連して生じた事故、怪我、盗難、紛失等のトラブルについて、当センターは一切の責任を負いません。
2. 会員自身の健康状態については、各自の責任において管理するものとします。

第 9 条（個人情報の取り扱い）

当センターは、会員からお預かりした個人情報を、当センターの運営業務および情報提供以外の目的には使用しません。

第 10 条（規約の変更）

当センターは、必要に応じて本規約を変更することがあります。変更の際は、事前に当センター内への掲示またはウェブサイト等にて通知いたします。